

建設工事関係競争入札参加資格等公表要領

平成12年4月14日付 監第 166号
一部改正 平成13年3月29日付 監第2203号
一部改正 平成13年6月25日付 監第 774号

1 公表対象

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格

大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期(昭和39年大分県告示第481号)

(2) 競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿

建設業者競争入札参加資格一覧表(県内業者)

建設業者競争入札参加資格一覧表(県外業者)

競争入札参加資格一覧表(建設コンサルタント等)

大分県経常建設共同企業体入札参加資格一覧表

(3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

大分県が発注する工事請負契約に係る指名基準について(平成5年12月17日付け監第1491号)

大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年大分県告示第267号)

(4) 競争参加者の等級区分の基準

建設工事入札参加資格の決定に関する格付基準

2 公表場所

(1) 土木建築部監理課建設業係及び各土木事務所

(2) 大分県情報センター及び地区情報コーナー(各地方振興局)

3 公表方法

公表は閲覧によることとし、公表場所(1)での閲覧に際しては、閲覧場所に閲覧・貸出簿(別紙様式)を備え、閲覧者に必要事項を記載させた後に閲覧に供するものとする。

4 貸出し

写しの交付を希望する閲覧者の便宜に資するため、公表場所(1)の閲覧場所に写しの作成用原稿を備え付け、貸出しに供するものとする。

(1) 貸出期間は、2日以内とする(当該貸出しの日を含む。)

(2) 貸出しに際しては、閲覧・貸出簿(別紙様式)の必要事項を記載させた後に貸出しを行うものとする。

5 公表期間

競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿にあつては、公表する関係書類の発生年度及び翌年度とする。

附 則

1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

2 この要領の規定は、建設業者入札参加資格一覧表(県内業者)にあつては平成12年

度以降に作成したものについて、建設業者競争入札参加資格一覧表（県外業者）及び競争入札参加資格一覧表（建設コンサルタント等）にあつては平成13年度以降に作成したものについて適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月25日から施行する。